

学校法人飯田ルーテル学園について

〈認可事項〉 学校法人の設立に係る寄附行為の認可

- 1 設立の趣意 別紙1のとおり
- 2 学校法人概要
 - (1) 名称 学校法人飯田ルーテル学園
 - (2) 位置 長野県飯田市仲ノ町一丁目7番地
 - (3) 目的 教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教精神に基づき、幼稚園教育を行うことを目的とする
 - (4) 設置校 幼保連携型認定こども園飯田ルーテル幼稚園
(現在は、宗教法人日本福音ルーテル教会が設置、運営)
 - (5) 設立代表者 朝比奈 晴朗
 - (6) 役員等 理事7名、監事2名 評議員15名

区分	氏名	住所	寄附行為上の 選任区分	職業	年齢
理事	朝比奈 晴朗		第6条(4) 牧師	飯田ルーテル教会 牧師	
〃	黒河内 智子		第6条(1) 園長	飯田ルーテル幼稚園 園長	
〃	神庭 靖子		第6条(3) 学識経験者	清水医院 院長	
〃	佐々木 秀子		第6条(5) 教会指名	無職	
〃	大平 美和子		第6条(2) 評議員	大平ピアノ教室 主宰	
〃	古田 法子		第6条(2) 評議員	特別養護老人ホーム 笑みの里 勤務	
〃	中島 康文		第6条(5) 教会指名	社会福祉法人千葉ベタ ニヤホーム 元理事長	
監事	福嶋 恭則		第7条	福嶋恭則税理士事務所 代表	
〃	熊谷 功		第7条	無職	

(7) 資 産

ア 資産の総額

円

内 訳	基本財産	円	(宗教法人日本福音ルーテル教会より寄付) ・校舎 ・校具、教具、図書及び備品 ・運用財産
	校舎	円	
	校具、教具、図書及び備品	円	
	運用財産	円	
	負債	0円	

イ 校舎 総面積

459.7 m²

木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

ウ 校具、教具、図書及び備品

校具	園児用机、いすほか	128点
教具	アップライトピアノほか	46点
図書		361点
備品	事務用机・椅子ほか	591点

(8) 収支計画

ア 令和4年度収支予算

	科目	金額	積算根拠等
収 入	保育料等		
	給食費		
	園バス利用料		
	特定保育料		
	補助金収入		
	特別保育事業 補助金		
	付随事業		
	実習費収入		
	雑収入等		
	収入計		
支 出	人件費		
	経費支出		
	借入金支出		
	施設関連支出		
	次期繰越金		
	支出計		

【施設を自己所有する場合における資金要件】

学校法人等の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準

「私立学校等の開設年度の経常経費（人件費、物件費、借入金利息の合計額をいう。）の2分の1に相当する資金を保有していること。」

開設年度の経常的経費 (A)	開設時に保有が必要な現預金 ($B=A \times 1/2$)	自己資金 (C)
		◁

イ 令和5年度収支予算

	科 目	金 額	積 算 根 拠 等
収 入	保 育 料 等		
	給 食 費		
	園バス利用料		
	特 定 保 育 料		
	補 助 金 収 入		
	特 別 保 育 事 業 補 助 金		
	付 随 事 業		
	実 習 費 収 入		
	雑 収 入 等		
	前 期 繰 越 金		
	収 入 計		
	支 出	人 件 費	
経 費 支 出			
借 入 金 支 出			
施 設 関 連 支 出			
次 期 繰 越 金			
支 出 計			

3 その他

幼保連携型認定こども園の設置者変更は、長野県幼保連携型認定こども園審議会にて審議する。

設置趣意書

少子高齢化・人口減少時代において、長野県飯田市も例外ではなく、2000年には11万0589人であった人口はその後減少の一途を辿り、2018年にはついに10万人を割り込み9万9154人にまで減少してしまいました。しかも、年齢別でも高齢者の人口割合が上昇し続けており、2018年時点においては、年少人口割合13%、生産年齢人口割合が54%、老年人口割合が33%となっています。

しかしながら、他方で飯田市の合計特殊出生率は2017年時点で1.76となっており、全国平均である1.43や長野県平均である1.56をいずれも上回る数値となっています。すなわち、高齢者の人数は多くなっているものの、現在市内で生活している若者世帯においてはかなり高い水準の出生率を示しているといえます。現在、飯田市も人口減少を重く見て子育て支援策を進めているところですが、長引く不況下において、両親が共働きで家計を維持せざるを得ないという世帯が圧倒的多数となっており、かかる状況においては日中の子どもの教育・保育を両親に代わって行う幼稚園や保育園の果たすべき役割というものは今後ますます大きくなっていくものと考えられます。

そこで、子育て支援を通じて、飯田市の地域活動支援にも貢献したいと考えています。

飯田ルーテル幼稚園は1911年(明治44年)にフィンランドの宣教師によって設立されて以来、平成27年には認定こども園への移行を経つつ、これまでも地域に密着した幼稚園として活動し、多くの子ども達を見守ってきました。しかしながら、現在は宗教法人の中の一部門として独立の法人格を有しない幼稚園であることから、独立して財産を保有することができず、また、運営に携わる人員の選択肢も決して広くないという点が否定できません。

学校法人となった場合には、学校法人名義に属している預貯金等の資産は基本的には学校法人内部の意思決定により支出することができるようになるため、例えば園舎の改修等といった幼稚園内の何らかの対応が必要となった場合、より迅速に、かつ現場の意見も取り入れた形で運営を進めることが可能となるものと考えています。また、今回の申請にあたりまして、宗教法人とは全く関わりを持たない人物(税理士)を監事として迎え入れる予定となっておりますが、このように宗教法人から独立した学校法人になることによって、外部の人材を役員等で招聘することが可能となり、これまでに無かった新たな考え方もたらされることも期待しております。学校法人となった場合には、飯田市内の弁護士にも「顧問」という形で運営に関与してもらい、定期的にコンプライアンス研修を依頼するといったことも考えておりますが、こういった活動も首都圏にて本教会が一元的に管理をしている宗教法人の一部門としては今まで実現できなかったことです。

また、飯田ルーテル幼稚園の教育理念は「神と人を愛し、生きることに感謝と喜びの心を持って育ち合う。笑顔で登園、笑顔でまた明日！」というものであり、教育基本法、学校教育法及びキリスト教の精神に基づき、子どもの心身の発達を助け、一生のうちで大切な時期に人格の土台を築くことを目標とするものです。

このような保育目標から、スタッフ全員が園児一人一人を理解し大切に見守るという校風が存在しておりますが、学校法人となることにより、宗教法人外からの新たな考え方から良いものを取り入れることによって、今までよりも更に上記のルーテル幼稚園の精神や理念を磨き上げ、充実した保育を行っていくことを目標としております。

かかる保育を行っていくためにも、学校法人の認可を受ける必要があると考えています。